

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、狭山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 狭山都市計画区域の位置等

狭山都市計画区域は、都心から約40km圏、本県の南西部に位置しています。  
また、狭山都市計画区域に含まれる土地の区域は、狭山市の行政区域の全域です。

### 【3・4・3号 入間柏原線】

本路線は、狭山市大字笹井字八木前を起点とし、狭山市柏原字上河内を終点とする延長約7,130m、代表幅員16mの幹線街路です。

## II. 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検討・見直し指針」(令和2年7月)を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・4・3号入間柏原線については一部区間を廃止することとしました。

## III. 変更の理由

本路線の周辺では、一般国道299号飯能狭山バイパスなどが整備されたことにより、道路利用状況に変化が生じ、交通流がバイパスへと転換されました。

このため、変更対象区間における広域的なネットワークとしての機能はバイパスが担っており、機能の代替性が確保されていることから、本路線の一部区間の廃止を行うものです。

併せて、車線の数を決定するものです。

## IV. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・3号入間柏原線	約6,870m (約7,130m)	2車線 (一)	16m	・一部区間の廃止 ・起点の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

## V. 関連する都市計画

なし